

青森県造林補助システム リリースメモ

○ Ver 21. 0. 7 (平成22年1月15日)

- 1) 公的森林整備推進事業の除間伐において、搬出なしⅡ30%単価を適用した場合、査定係数が150となってしまう現象を修正しました。また、搬出ありⅠ・Ⅱ，機能増進保育においても同様の修正を行いました。
- 2) 里山エリア再生事業の不良木淘汰（単層林）の種別区分において、伐採率も表示する様にしました。この修正に伴い、申請内訳でも種別区分に伐採率も表示する様にしました。

○ Ver 21. 0. 6 (平成22年1月13日)

- 1) 公的森林整備推進事業，流域育成林整備事業において、8 齢級以降を設定した場合、査定係数が表示されない現象を修正しました。

○ Ver 21. 0. 5 (平成22年12月25日)

- 1) 特定間伐促進計画において、査定係数が表示されない現象を修正しました。
- 2) 補助区分が保安林の場合、伐採率 20%であっても査定係数を減じない様にしました。
- 3) 流域育成林整備事業の除間伐において、10 齢級，11 齢級，12 齢級も補助対象とし、申請内訳の備考欄に「過密化林分」と表記する様にしました。
- 4) 里山エリア再生事業の不良木淘汰の除間伐において、伐採率 20%の単価にしかならなかった現象を修正しました。

○ Ver 21. 0. 4 (平成21年12月7日)

- 1) 里山エリア再生事業の不良木淘汰にて、種別区分より「搬出なし」を削除しました。
- 2) 山エリア再生事業にて、不良木淘汰(単層林)、不用木除去(単層林)、不良木淘汰(複層林)の金額計算が出来ない場合があったのを修正しました。
※ 種別区分を選択し直さなければならい場合があります。

○ Ver 21. 0. 3 (平成21年11月30日)

- 1) 事業主体で「特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施しする者」を選択した場合の事業実施主体名を変更しました。
- 2) 事業主体で「特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施しする者」を選択した場合の申請者名の動作制限を緩和しました。
- 3) 事業主体で「特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者」を選択した場合、補助区分を「特定間伐等促進計画」に固定する様にしました。
- 4) 事業種類で「保育」を選択した場合、除間伐関係の種別区分から「搬出なし 20%」, 「搬出なし 30%」, 「搬出なし 40%」を削除しました。
- 5) 除間伐関係で種別区分にて「搬出なしⅠ」もしくは「搬出なしⅡ」を選択した場合、搬出距離を入力不可としました。
- 6) 申請書(鑑)にて、申請者の住所、氏名、代理申請の場合の表記を修正しました。
- 7) 流域育成林整備事業の除間伐において、8 齢級, 9 齢級も補助対象とし、申請内訳の備考欄に「過密化林分」と表記する様にしました。
- 8) 樹下植栽において、アカマツを追加しました。
- 9) 検査調書において、スギ、アカマツ、クロマツ、カラマツ、トドマツは「○」それ以外は「ー」になる様にしました。

10) 分収造林整備推進業務等経費の比率の修正を行いました。

○ Ver 21. 0. 2 (平成21年10月16日)

1) 平成21年度 青森県造林補助システムをホームページにアップしました。

○ 平成21年度β版 (Ver 21. 0. 0) (平成21年10月6日)

1) 平成21年度 青森県造林補助システムβ版をホームページにアップしました。